



4月3日 田尻駛馬天満宮の神事



発行所

大牟田・荒尾地区与論会  
発行人・朝岡光男  
TEL 0944-56-7510

第134号

令和4年

「秋季大祭中止」のお知らせ

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない、今後お盆以降、感染の再拡大が懸念されています。大牟田市では「データ的に見ると、3回目を打っていない世代に感染が多いように感じられる。ぜひ接種を検討してもらいたい(有明新報掲載)」と話している。以上の事態により秋季大祭は中止します。

神事は役員のみで行いますが、祭典は中止します。

当日、奥都城は開放しますので、お参りは各自、自由です。時間は左記の通りです。

一、日時 9月18日(日) 午前10時～12時

注意事項

- 一、『検温』『消毒』を実施。必ず『マスク着用』
- 一、奥都城内は三密にならない様お願いします

# 与論会の動き

自 令和4年4月  
至 令和4年8月

4月3日 奥都城春季大祭 新型コロナのため神事のみ行う  
約300名参加

5月8日 奥都城清掃 6・15・16地区担当

6月12日 奥都城清掃 4・10・11地区担当

総会前に与洲会館を清掃

7月3日 与論会第46回定期総会 地区担当者役員29名中

18名参加する 別に委任状(役員一任)6名

7月10日 奥都城清掃 13・14地区担当

7月23日 おおむた夏祭り「大蛇山総踊り」参加申し込み

新型コロナ感染急増の為キャンセルする

8月7日 奥都城清掃 17・18・19地区担当

8月14日 奥都城お盆参り 約250名参加

## ▼次の方がお亡くなりになりました(敬称省略)

謹んで哀悼の意を表し心からご冥福をお祈り申し上げます

月日 氏名 年齢 喪主 住所

4月19日 竹内 洋子 69歳 竹内 一徳 大牟田市歴木

1127-11

5月13日 池田 正博 74歳 池田 秀之 荒尾市万田

387-82

## 清掃写真



3月26日



6月12日



5月8日

8月7日



7月10日



# 春季大祭

4月3日に春季大祭を行う予定にしておりましたが、新型コロナウイルス拡大傾向にある為、大祭を中止して神事のみを行いました。

駛馬天満宮の田尻神官の祝詞奏上後、役員と一般客も一緒にお参りをさせていただきました。

会長挨拶では、与論島を旅立って令和6年で125周年になるので記念事業として与論島へ里帰り旅行を予定しております、先の話ですが各自心身ともにお元気で過ごされるように話がありました。

## デーバーイカンウヤーイヤーブシヌウマリジマカティ

### — さあ 行こう 親祖先の生まれた島へ —

奥都城は10時から解放しておりましたので、ご家族で訪問する方が多く、先祖に挨拶しお見えの方々とは近況報告や懐かしい昔話に花を咲かせておりました。

会場では朝岡会長が設置した掲示板に口之津移住及び与論長屋や口之津石炭運搬及び積込や口之津、三池移住当時を語る古老の座談記録を、昔懐かしい写真を展示して昔話に懐かしんでおりました。今や3世や4世が主で口之津の話の聞いて苦労話は昔の話と聞いており「世代間」があります。

当日晴天で約300名近くの方々がお見えでした、駐車場もいっぱい、延命公園も桜が満開で、いい花見日和でした。



# 令和4年 春季大祭



## 令和4年 春季大祭



## 令和4年 春季大祭



炭鉱労働を支えたが差別を受けた歴史学ぶ

与論島(鹿児島)から来て大牟田の礎を築いた「ユンヌンチュ」

明治時代に大牟田市へ移住し、旧三井三池炭鉱の労働を支えた鹿児島県・与論島の移民の歴史を学ぶ人権学習会「与論島から来て大牟田の礎を築いた人たち」(市教委主催)が3日夜、市中央区公民館であり、市民ら約60人が聴講した。

市教委が人権学習会

与論は鹿児島県最南端の離島。1898年に台風で大きな被害を受け、餓死者も出た。新たな生活地を探す与論側と労働者を求める炭鉱側の思いが合致して、島から大牟田へ集団移住し、炭鉱労働に従事した。新市史によると、移住者は428人だった。

学習会では市人権・同和教育研究協議会研究委員の内藤元気さんと山北真司さんが講師を務めた。2人は「ユンヌンチュ(与論島の人)は『ごんぞう』と呼ぶ船に石炭を積み込む重労働を担った。50キを超える石炭をかつき、徹夜で働いたが賃金が安かった」と差別を受けた歴史を説明した。

しかし、ユンヌンチュはみそやしょうゆを貸し借りして助け合っ  
て生き抜いた。大牟田市や熊本県荒尾市在住で与論島にゆかりのある人たちがつくる「大牟田荒尾地区与論会」が約15年前から大牟田の風物詩「大蛇山まつり」に参加し、交流が広がっていることも伝え「時代は変わっていく。その原動力になりませんか」と呼び掛けた。

今後も市内各地で

学習会は今後も市内で続けられ、開始はいずれも午後7時。日程は

- ▽10月7日、吉野地区公民館
- ▽11月18日、中友小学校
- ▽令和5年2月3日、勝立地区公民館。



ユンヌンチュとその人権について語った講師の内藤さん(右)、山北さん。

## 第46回 与論会総会

7月3日午前10時より与論会の総会を開催。

毎回、梅雨の時期に開催されて蒸し暑い中を審議してもらいますが、今年は6月28日に梅雨が明け、暑い中総会を開きました。

コロナ対策として時間短縮で行われました。総会の内容は紙面にてお知らせします。

令和3年度は新型コロナウイルスで行事が中止になり、支出が少なく令和4年度は通常通りに開催されることを望みます。

大牟田夏祭りの1万人総踊りには、30人申し込みをしております、役員以外で参加自由ですのでお願いします。

与論会だより134号は「与論島の砂100<sup>トン</sup>」を特別付録として無料で提供いたします。よろしければ神棚や先祖を崇拝しているところにお供えしてください。朝岡会長が与論島から取り寄せて戴きました。

なを、総会では大牟田・荒尾地区与論会規約を一部改訂して審議いただきましたので皆様方にご報告いたします。

本規約では昭和54年6月1日より之を施行する。としておりますが金額にあわない部分が出ておりますので訂正をいたしました。

改定したところは

第八条の住所明記と第一六条の金額訂正と永代供養費用を明記。会計の箇所では第一九条の金額明記と3項の会費未納者扱いの追加明記。生活改善決定事項では祭祀料の明記等の規約改定を皆様で審議いただき、ご了承いただきましたので決定いたしました。

大牟田・荒尾地区与論会規約で『赤文字』が訂正したところで、次ページ以降に掲載しております、ご一読ください。



7月3日 総会風景 与洲会館にて



## 令和3年度 決算書

(収入)

令和3年6月～令和4年5月

費 目	予 算	決 算	内 容
繰越金	390,257	390,257	前年度繰越金
与論会年会費	1,200,000	1,097,788	与論会年会費（2回以上遅れた場合は、督促状をお送り致しております。）
寄付金	100,000	98,000	（別紙参照）
貯金利子	100	1	郵貯金利息
雑収入	10,000	45,200	入会金2万円・購読料2万円・CD販売4千円他
合 計	1,700,357	1,631,246	

(支出)

費 目	予 算	決 算	内 容
会議費	50,000	64,342	監査・総会費用
祭典費	250,000	133,066	新年・春・夏・秋 祭典
共済費	50,000	70,000	会員慶弔費
渉外費	200,000	169,047	DVD制作費132千円・ヨロンジマCD購入2万円 他
機関紙費	350,000	347,600	与論会だより発行（年3回発行）
事務通信費	100,000	95,584	与論会だより郵送52,710円・プリンター22,150円 文具代他
奥都城維持費	100,000	57,296	電気、水道他維持費
与洲会館費	50,000	68,896	電気、水道他維持費
公園使用料	65,000	63,216	奥都城借地代
清掃費	50,000	32,252	奥都城清掃茶菓子代
役員研修費	100,000	0	
青年部費	0	0	
故郷芸能継承費	0	0	
備品費	0	0	
予備費	335,357	529,947	（次期繰越金）
合 計	1,700,357	1,631,246	

## 令和3年度 寄贈者名 (敬称省略)

令和3年6月1日～令和4年5月31日

金銭寄贈者名			物品寄贈者名				
月 日	金 額	お 名 前	月 日	お 名 前	品 物	数 量	住 所
8月13日	5,000	仲野装業	9月19日	白雲社	清 酒	2 本	
	3,000	堀泰博					
9月19日	10,000	下川博子	1月3日	柳田フミ	清酒	1 本	
	10,000	白雲社		山元信幸	清酒	1 本	
	5,000	仲野装業					
	5,000	山 運	4月3日	白雲社	清酒	2 本	
	3,000	堀泰博					
	3,000	竹稔範	5月8日	橋口住雄	清酒	1 本	
1月3日	5,000	仲野装業					
	3,000	堀泰博					
	3,000	竹稔範					
4月3日	10,000	与論の持久会					
	10,000	白雲社					
	5,000	川畑幸雄					
	5,000	柳田フミ					
	5,000	山 運					
	3,000	堀泰博					
	3,000	嵐山清次					
	2,000	沖克太郎					
	98,000						

## 令和3年度 奥都城建設資金収支報告

(収入)

前期繰越金	18,325,065	適 用
建設資金	1,100,000	南太一郎・町憲治様入会
利 子	48,326	郵便・信金
雑 収 入	0	
合 計	19,473,391	

(支出)

修繕費	0	
設備費	84,920	防犯灯・格子取り付け
備品費	0	
雑 費	605,530	火災保険支払い(5年分)
合 計	690,450	

収 入 — 支 出 = 建設資金残高  
19,473,391      690,450      18,782,941

## 会計監査報告

2021年度(令和3年度)歳入・歳出の決算は、関係書類(預金通帳、現金出納簿、領収証等)により、照合検査を行った結果、適正な事務処理がなされており、決算の内容については相違ないことを認めます。

与論会現金及び預金 52万9947円

奥都城建設剰余金 1878万2941円

### 新規加入者

内	大原美砂子 様	会員名 (南太一郎様)	大島郡与論町
訳	町 憲治 様	会員名 (山田富雄様)	川越市脇田本町

令和4年 5月 29日

監査 森 光廣 

監査 森 亮子 

## 令和4年度 予算書

(収入)

令和4年6月1日～令和5年5月31日

費目	予算	内容
繰越金	529,947	前年度繰越金
与論会年会費	1,200,000	与論会年会費
寄付金	100,000	
貯金利息	100	郵貯金利息
雑収入	10,000	購読料
合計	1,840,047	

(支出)

費目	予算	内容
会議費	50,000	各種会議
祭典費	300,000	新年・春・夏・秋祭典
共済費	100,000	会員慶弔費
渉外費	300,000	各種行事
機関紙費	350,000	与論会だより発行(年3回発行)
事務通信費	100,000	与論会だより郵送・事務文具代他
奥都城維持費	100,000	電気、水道他維持費
与洲会館費	100,000	電気、水道他維持費
公園使用料	65,000	奥都城借地代
清掃費	50,000	奥都城清掃茶菓子代
役員研修費	100,000	役員慰労会
青年部費	0	
故郷芸能継承費	0	
備品費	0	
予備費	225,047	
合計	1,840,047	

# 大牟田・荒尾地区与論会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は大牟田・荒尾地区与論会という。

(会員)

第2条 本会は大牟田・荒尾及びその周辺に在住する与論町出身及び其の縁故者をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会は事務所を会長宅に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は会員相互の親睦を計り、生活の向上と文化の増進につとめ、あわせて郷土与論会発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、春、秋の大祭等、奥都城の運営を積極的に推進する。
- 2、会員相互の親睦、ゆう和を厚くし、生生活上と文化の増進を計る。
- 3、全県与論会に加入し、与論町並びに各地与論会との連絡提携を密にし、郷土の振興と繁栄に必要な運動と施策を図る。
- 4、其の他本会の目的達成に必要な業務。

## 第三章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	書記	1名
副会長	1名	幹事	若干名
幹事長	1名	会計監査	2名
会計長	1名		

- 1、役員任期は二年とする。但し再任を妨げない。
- 2、役員に欠員を生じたときは、会長が選任し、次の総会に計り決定し、任期は前任者の残り期間とする。
- 3、役員任期は次の通りとする。

イ 会長は本会を代表して、業務の全般を掌握する。  
 ロ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは其の職務を代行する。

ハ 幹事長は会長を補佐し、業務の運営に携わる。  
 ニ 会計長は本会の経理一切を担当し、年度末総会において之を報告するものとする。

ホ 幹事は幹事長と連絡を密にしつつ、会の執行業務を分担する。

ヘ 会見監査は本会の会議を監査し機関に報告する。

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会において会長が推薦し、会長の諮問に応ずる。

## 第四章 奥都城部

第8条 本会に奥都城部を置く。

住所・大牟田市昭和町百三十の内

## 第五章 会議

第9条 本会を運営するため、次の機関を置く。

- 1、総会
- 2、役員会
- 3、地域会議

第10条 総会は会の最高決議機関であり、地区長と役員を以て構成し、毎年一回以上会長が招集して左記の事項を審議決定する。

- 1、規約、規程の改廃。
- 2、年度事業報告、決算報告。
- 3、役員を選出。
- 4、新年度事業計画、新年度予算決定。
- 5、その他必要と認めた事項。

第11条 役員会は会長が招集し、会の執行業務にあたる。

第12条 地区会議は必要に応じて地区長が招集して、会の運営その他について協議する。

- 2、地区会議に必要な茶菓代を、地区長の請求に応じて会が負担する。

第13条 地区長は各地区毎に選出し、任期は二年とする。但し再任は妨げない。

第14条 各機関とも構成員の1/3以上の要請があれば臨時に会議を開かなければならない。

第15条 会議はそれぞれの機関構成員の過半数で成立し、決議は出席者の過半数の同意に依り決定する。但し構成員については委任状を認めるものとする。

### 第六章 加入及び脱退

(加入)

第16条 本会に加入しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、一年分の会費を添えて会長に申し込まねばならない。

- 1、新たに納骨を希望する者(新規) 六〇〇、〇〇〇円
- 2、会員の世帯から加入する者 五五〇、〇〇〇円

(一般会員より壇持ち会員となる場合)

- 3、永代供養を依頼する場合 供養費 三〇〇、〇〇〇円

(脱退)

第17条 本会を脱退する者は予め理由をつけて会長に届出なければならぬ。

- 2、本会を脱退するときは、出資金及び加入金その他一切の払戻し等はしない。

第18条 本会の加入及び脱退は、会員名簿に登録並びに抹消された月から其の効力を発する。

### 第七章 会計

(会費)

第19条 本会の経費は会費と寄付金を以てこれに充てる。

納骨壇二個使用	年間	一三、〇〇〇円
納骨壇一個使用	年間	八、〇〇〇円
一般会員	年間	三、〇〇〇円
購読者(送料込み)	年間	一、〇〇〇円

2、会費等の納入の方法は原則として年一回納入  
 3、会費等の未納者は五年間の猶予を置き、改善の余地がない場合は納骨壇の権利がなくなるものとする。

(臨時徴収)

第20条 本会が特別の行事を行うときは、総会の決議により臨時徴収することが出来る。

第21条 本会が必要に応じて特別会計を設けることが出来る。

第22条 会計長は正規の領収証、その他証拠書類を付した決算書について、会計監査を受けなければならない。

第23条 本会の会計は毎年六月一日より翌年五月三十一日までとする。

## 第八章 雑 則

第24条 会員の姓名、住所及び納骨の有無等に変更を生じたときは、地区長を通じて会長に報告しなければならない。

第25条 本規約は、昭和五十二年六月一日より之を施行する。

## 共 済 規 程 (總會承認平成4年7月19日)

昭和五十四年六月一日一部改訂  
平成八年七月二十一日一部改訂  
令和四年七月 三日一部改訂

第1条 本会は次の区分によって弔慰金及び火災見舞金を贈る。

- 1、本人死亡の場合 香典 一万円
- 2、同居の一等親死亡の場合 〃 一万円
- 3、火災見舞金として 見舞金 一万円

本人居住の全焼のとき

## 備品、貸出規程

第1条 本会の備品(テント、引幕)は会員及び家族の慶弔若しくは行事の場合に限り貸出すことが出来る。

第2条 貸出の際は所定の用紙に記入して事務局に申し込むものとする。

第3条 使用料は一日につき二、〇〇〇円とする。

第4条 備品を破損したときは修理に要した費用を負担しなければならない。

## 申合せ事項

1、納骨堂内の電灯、または換気扇を使用後、スイッチを切り忘れた者は、其の月の基本料金を越えた分について負担するものとする。

2、本会会員で納骨のまま大牟田・荒尾地区以外の地に転出するときは必ず責任者を定め、地区長を通じて会長に届けなければならない。

## 生活改善決定事項

かねて「香典返しなど廃止出来るものは廃止し、会員相互間の一般的な香典や包み銭、神官謝礼など、基準を定めて統一出来るものは全体として決めて、虚礼を廃止して生活の改善をしよう」ということが大問題となっておりました。

この件について昭和五十四年九月十六日の臨時総会で次のように決定されました。

## 生活改善決定事項

第一、会員相互の間では香典返しはいたしません。

第二、会員相互の間での香典は三千円とします。但し親戚や特別の交際があった方は除きます。

第三、神葬祭の祭祀料は五万円とします。

第四、式年祭の年祭は神官謝礼として一万円、十年二十年祭等は三万円とします。

第五、前記以外の行事についても虚礼を廃止し、生活改善の実効に沿うようこの基準内でするようにいたします。

奥都城祭事神官謝礼は三万円。各地区与論会祝儀は一万円。注連縄代は実費とします。



# 与論島から集団移住した先祖を供養

## 大牟田・荒尾地区与論会

明治期に旧三井三池炭鉱(福岡県大牟田市など)で働くため、鹿児島県・与論島から同市に集団移住した島民の子孫などでつくる「大牟田・荒尾地区与論会」(朝岡光男会長)は13日、同市昭和町の納骨堂「与州奥都城(おくつき)」に眠る約170柱の島出身者の供養をした。

会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の約1500人が生活の糧を得るために1899年から、長崎県・口之津に移住し、石炭の船積み作業に従事した。このうち約400人が10年後に大牟田市に移住。過酷な労働に加え、習慣などの違いから差別を受けたが、固いきずなで乗り切り、同市や隣の荒尾市(熊本県)に住み着いた歴史を持つ。「奥都城」は島出身者の心のよりどころとなっており、1996年に建て替えられた。

墓参りには両市などの会員や関係者が集まり、持参したお供え物をし、祖先に手を合わせた。納骨堂の庭には、口之津から移住した経緯を示す年表や、地元に残存されていた40年当時の写真など多くの資料が飾られ、墓参者が見入った。

現在の会は3、4世の会員が多く、島を訪ねたことがない人もいるという。朝岡会長は(66)は移住125年を迎える2024年、島への訪問団を結成し、参加者が先祖を訪ねる企画を予定している。朝岡会長は「世代が変わっても、さまざまな活動を通じて、移住の歴史を後世に伝えていきたい」と話していた。

8月14日 西日本新聞



# 令和4年 お盆詣り



## 令和4年 お盆詣り



## 上野正夫著 与論島に生まれて

## —— わが島育ち人生 —— より

## 島の正月

この年(八十一歳)になるまでほうぼうの土地で正月を迎えたが、幼少のころ故郷の与論島で祝った正月ほど楽しい思い出はない。

私が幼少のころの島の暮らしは、貧困と窮乏のどん底にあった。それだけに正月は一年の苦勞を吹き飛ばせとばかり、島を挙げて精いっぱい祝われた。

新暦の正月には小学校で拝賀式が行われるだけである。約一ヵ月遅れて旧正月が訪れる。これが島にとって本格的に祝われる正月だ。

旧正月が近づくと、まず一週間分の薪がストックされる。そのために海辺に繁茂するソテツやアダンの枯れ葉を拾い集めて束にし、トーグラ(本屋に付随する小屋)の天井裏に積み上げる。石垣で囲われた屋敷の周囲に空を覆って繁茂するガジュマルの枝を切り落とし、割って薪を作る。これを庭の正面に、高さ一メートルほどの井桁に積み上げ、その中に唐竹と松の枝を立てて飾りにする。浜から運んできた白砂を庭一面に散布する。石垣作りの門口の両側に竹・松・薪を束ねて立てかけ、しめ縄を張りお飾りを吊す。座敷の畳は新旧の取り替えや表裏の張り替えをする。これらの作業は家族総動員で行われ、これで正月を迎える準備がほぼ整う。

大晦日が近づくとこの家でも豚の屠殺が行われる。一年がかりで飼育した百キロ前後の肥え太った豚を四、五人の屈強な男が

豚小屋から引つ張り出し、四肢と口あごを荒縄で縛り、吊し上げて頸動脈を切り血を出す。噴出する生血を病弱な人たちが寄つてたかってお椀に受けてその場で飲む。わたしも飲まされた。生ぬるくて吐きそうだった。

息のとだえた豚の巨体を藁で火あぶりにし、焼けたところを素焼きの甕のかけらで素早くこそげる。これが終ると縛った四肢の間に棒を通して水田の畔に運び出し、腹を断ち割って臓物を処理する。捨てる場所はほとんどない。膀胱だけは食用にしない。それをわたしたち子どもがもらい受け、尿道に小さい竹筒を挿入して膨らまし、乾かして魚捕りのときの浮き袋にする。

屠殺日の食事にはきまってお米と豚肉の雑炊が作られる。それはわたしたちにとって最高のご馳走であった。

大晦日の晩から正月にかけて豚料理が続く、豚の頭、四肢、あばら骨などを大きくぶった切り、大根、豆腐、昆布などといっしょにチンドーシ(大型の鋳物鍋)でこった煮にする。年越しの晩には、とろけるほど軟らかに煮えた骨付豚肉にかぶりつく。そのおいしさはこたえられない。わたしは豚の白味が好きだったので兄や弟妹の分まで横取りして食べた。島では豚肉は白味の多いほど珍重がられる。夕食にはこのほかに白御飯が出る。一年中で最大の饗宴であった。

元旦の朝、百新しい畳座敷に餅の空揚げ、そうめんを二つ折りにして一端にころもをつけて揚げた末広りの揚げ物、紫がかつた山芋の蒸し煮、豚の肝臓の丸煮など、島独特のおせち料理と並んで一升徳利入りの泡盛と三つ重ねの大盃が置かれる。

大人は朝から泡盛の酒盃を傾ける。酒豪だった父は家で下地をこしらえてから年始回りに出かけ、途中でダウンするのが常だっ

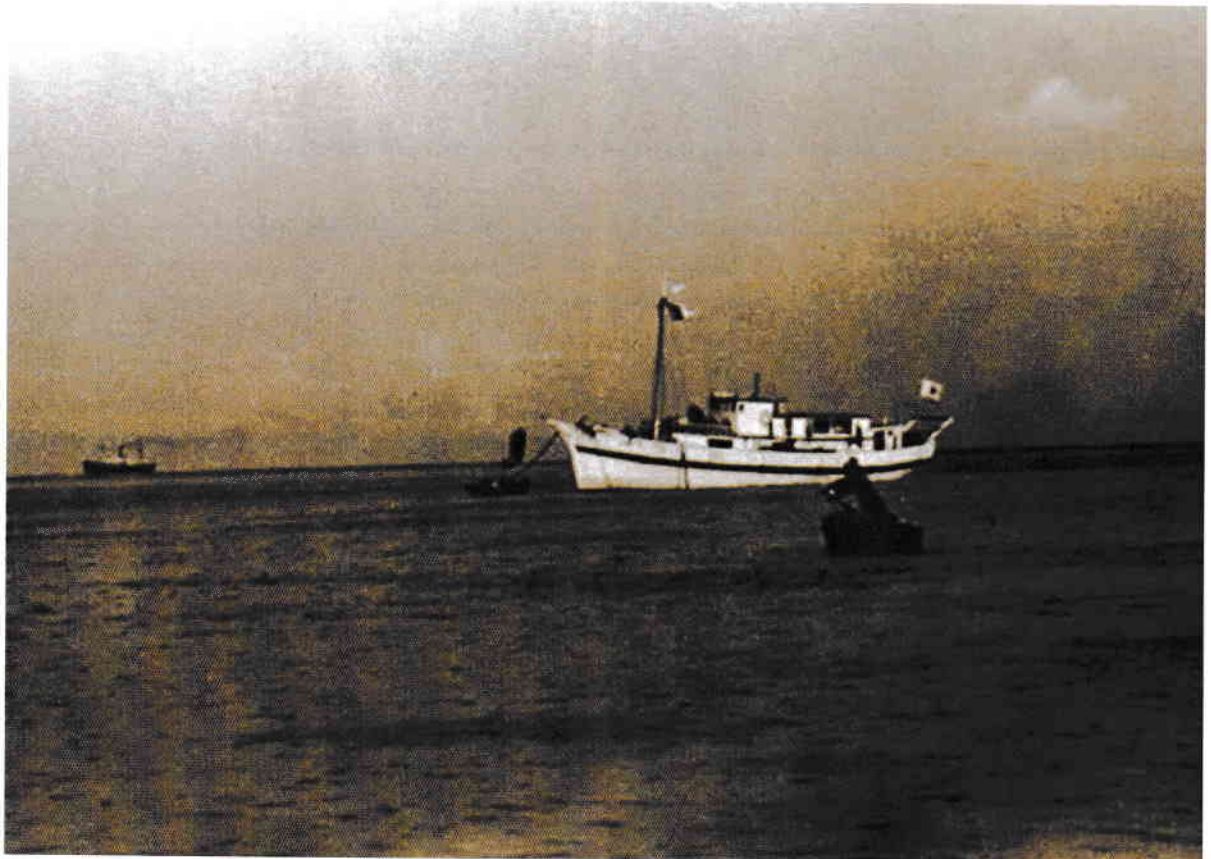
た。

わたしたち学童は年に一度の晴着を着て登校するが、授業はうわの空でひたすら放課後を待ち、正月遊びにとびついた。凧揚げ、独楽回し、杭打ち(本の小枝でこしらえた杭を地面に打ち込み、相手の杭を倒す遊び)などに興じた。遊び道具はすべて手作りだった。

正月五日から七日まで、島の南側海辺に広がるハミゴーと呼ばれる草原に大勢の若い男女が集まり、グループに別れて蛇皮線や太鼓入りのテンポの速い島踊りを繰り広げる。若い人たちにとってはまたとない交歓の場であった。子どもたちは海風に乗せての凧揚げ、草相撲、陣取り、杭打ちなどをして大人に負けじと楽しい時を過ごした。

正月の七日間はあつという間に過ぎてしまう。その後、旧暦の正月十五日をチキナー(小正月)とってムジ(田芋)とサツマイモを練り合わせた御飯と豚料理を昼食に食べて祝う風習がおる。これが済むと正月の祝いごとに幕かおり、子どもにとっても薪拾いや牛のまぐさ刈りなどの家事に追われる日々が始まる。手足には生傷が絶えない。はだしが常態なので足の裏は牛皮のように固くなる。がれきの自然道やサンゴ礁の上も平気で歩き回れる。こうした原始的な生活をつらいと思ったことはなかった。島育ちの者には天与の楽園であった。(昭60・1・12)

昭和13年頃の与論丸。この船は与論村営の木造船で昭和11年から与論——沖縄間に就航、島民の足として利用されていましたが、昭和19年に空襲により沈没してしまいました。



# 口之津移住百年祭記念誌

与論島から口之津へ  
そして三池へ

☆

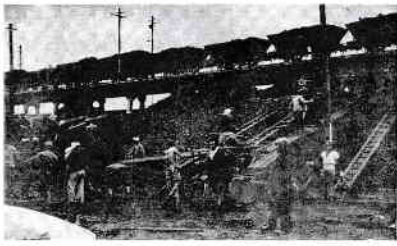
同郷人の作業の内容について若干触れてみよう。  
与論組の主体的な作業は、入港船の焚料(バンカー)積みこみと、港頭貯炭場における入函、切出持直し、コークス選別等であった。

賃金形態の面から分けると、請負給(出来高払)と日役給(固定給)とがあった。

当初、コークス選別は日役給であったが、コークス生産の増加に伴い出来高払い制度にあらためられた。

本船作業は各組輪番でかかるので、月の大半は港頭貯炭場における作業が主であった。

各坑口から輸送されてくる石炭を、広大な貯炭場に、炭種別に塊、小、粉とそれぞれの置き場に担い上げる作業を切り出し持直しと云い、これと逆に配車された炭車や貨車に、野積みしている



貯炭にて石炭入函の状況

石炭を担いこむのを入函と云う。

長さ三間の道板を掛け、女達がバラ(竹製)にガンヅメで石炭をかきこみ、ひきだしたのを、男が六尺棒(オーコ)の両端にひっかけ、調子をとりながら道板をのぼり、炭車に担いこむのである。原始的な筋肉労働であった。此の作業は昭和三十五年の企業合理化反対闘争のはじまるまで、同郷人の主体的な作業であった。

コークス選別作業は、ルールわきに切出されているコークスを、上等、中等、中塊、小塊、粉と五種類に順を追って選別し、それぞれの置き場に担いあげるのである。

選別作業は両手の指に、ゴムテープを巻き自分のわきにならべであるバラに、上等、中等を選び分けて入れて置くと、男がカラバラと引換に担いでいく。

移住当初は、日役作業で一人当り一トンであった。組長を除いては女ばかりの編成であったのが、大正九年頃から小学校を卒業したばかりの少年も採用され、日役組に編入されるようになり、後に子持ちの主婦や、老いて請負作業に堪えられなくなった人々も従事するようになった。

前に述べたように、コークス生産量の増大に伴い、出来高払いとなり、労働者同士の競争により一人当り一トンであったのが、昭和十年頃には、何と三トン八分まで引きあげられた。日役組の賃金は本人の能力を査定して甲、乙、丙と段階がつけられていた。査定は組長が行うのである。

「みいけ十年」にも指摘してあるように、巨大な資本力にものをい寄せた近代的な機械設備の傍に、古いやり方が、後々までに併存していたという二重性格、後れたものと、進んだものと同時的存在、その奇妙な共存関係こそが、一面相提携して三池をドル箱たらしめる支柱であったし、機械化を阻むものであった。三池における二重性格のこのおくれた部分、古いやり方を同郷人は五十年のながきにわたって、担当してきたわけである。

同郷人が最もガマン出来なかったのは、同一労働同一賃金であるべき筈の賃金に格差のあることだった。

日役賃金で地元人夫が四十銭であるのに対し、二十八銭であった。

労働条件、賃金の格差に対する差別撤廃を機会ある毎に、組長会から東元良を通して、会社に嘆願したのであるが、無視された。作業の面においても差別があった。

与論島は、各組の賃金、労働条件の均衡を保つために、作業内規を組長会議において取り決め、輪番制に基づいて、作業の繰り込み、段取り、其の他の条件を細かく決めていた。

やはり港湾事業という立場から、本船関係の作業にウエイトが置かれ、賃金も高かったので各組とも公平に、本船作業に就けるようにしたものである。

地元請負師にも作業内規の取決めを、組長会から再三申入れを行ったが、会社の職制と結託した彼等は言を左右にして聞き入れなかった。

言語、風習が異なり、南の涯の島から流れてきた喰いつめ者という軽蔑感と、最初からこの港に働いているという優先意識が、底にあったことは否めない。

古老の話によると、貯炭場で一緒に入函作業に繰りこまれたとき、近くて条件の良い場所は、たとえ与論組が段取中でも、折角かけた道板をひき落し、自分達が担いできた道板をかけて、さつさと仕事を始めるという仕末で、文句の一つも云おうものなら「何を！」と六尺棒を振り上げて打ちかかってきたということである。

入函作業だけでなく本船荷役の場合もそうだった。岸壁側の近い積取口には地元組が当り、沖側の遠い積取口は与論組だった。つまり倍以上の苦勞をし、能率は上らず、したがって金にもな

らない。

移住の当初は口之津港で馴れているからということで、大型汽船や、高潮で積込機(ローダー)が使えなくなると、沖側の積取口にヤンチョイをやらせられた。後には手繰り積込は、長道板をかけてバラで担いこむ方式に替えられた。

こうした差別に憤慨し地元組の蔑視に嫌気がさして、同郷人の中には、二ヶ年賞与で踏ん切りをつけ、他所に転出する者、帰島する者もあった。麓武英の回顧録の中に次の一節がある。

……従って故郷に錦を飾るといふ人もなく、帰郷する者の中に、大牟田行きに反対する者が多かった。

これはまさに此の間の事情を物語っている。柵内の長屋に島の者ばかり集団生活し、街を歩く女達は帯を前に結んでたらし、大きなカゴを頭に乗せ、与論語を声高にしゃべりながら歩いていた当時のことだから、労働条件の不公平をねじこまれても、彼等が本気になってとりあげなかつたものだろう。

劣等民族、未開人種として、差別を当然のことだと考えていたに違いない。

「福岡日日新聞」は、大正二年九月四日から十日までのうちに五回(四、七、八、九、十)にわたって、「三池の与論村」をとりあげ「全く鎖国主義の一部落」として、とりあげている。

「三池港の与論人」「珍奇な風俗習慣」、「焼酎の酔に浮かれ」、「与論長屋の故島」、「鎖国主義の気風」がそれである。

「鎖国主義」の気風には次のように書かれている。

鎖国主義があると同時に他郷人を嫌悪するの結果、他郷との交流は絶対に禁止せられ、殊に内地人との結婚は彼等の最も恥辱と

する処であつて専ら血族の結婚をやつてゐる。

それと同時に驚くべき早婚が行わるる為か島民の多数は体躯小にして氣力亦普通内地人に及ばず、為めに生産力の上に及ぼす影響も亦甚だ尠少をなすものではない。之一は其の常食が栄養不充分なる粗食にも拠るであらう。

実際同島の常食というのは唯一の薩摩芋であつて一年三百六十五日米飯なるものを見たものがない。彼等は米の飯の味を知らずして薩摩芋の美味を此上もなき上食と考えているのである。……などと云つてゐる。差別と低賃金と労働強化に痛みつけられてゐる現実をみる目は何一つもちあわせてゐない。そこから歪曲された叙述が次々にあらわれてくる。

与論人に対する差別という社会的な現実の壁の中で、社宅を離れ、独立独歩を志す者にとつては、与論島出身者であることを、ひた隠しに隠すことなしには生きられたかつたのである。

奥都城会の会長の保管してゐる「坑鉦夫イロハ別名簿」(当時の唯一の資料である)によつて、此の間の事情を数字によつて見てみよう。名簿は採用年月日、氏名、鉦夫番号、長屋番号、家族の有無、退去年月日、方数、記事と八つの欄句に分けられ明治四十三年より大正五年までの採用者の氏名が載つてゐる。記事の欄を整理して解雇者を理由別に集計したのが次の表である。

解雇理由	員数
帰島	165
転勤	60
結婚	41
病弱	16
傷害	4
進学	3
船員	4
出稼	39
公傷	3
老衰	2
入隊	9
死亡	13
逃亡	66
理由不明 単に解雇とのみ 記入あるもの	26

退職者の勤続年数を調査したのが次の表である。

(註) 退職してから数年後再入した者もあり、結婚して姓の替つた者もあつて集計の総人員が合わない。

年数	人員
1ヶ月	5
2ヶ月	7
3ヶ月	8
5ヶ月	11
6ヶ月	2
7ヶ月	1
8ヶ月	5
1年	117
2年	95
3年	40
4年	35
5年	19
6年	15
7年	9
不明	

右の表に明らかな如く、採用になつて一年目の退職が最高で、二ヶ年賞与まで働いて辞めるのが二番目に多い。